

第 36 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 2 年 7 月 17 日（金）
15 時 00 分 ～ 16 時 55 分
文部科学省 3 階 3F1 特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，川瀬，佐藤，関根，滝浦，
田中（ゆ），中江，福田，村上，善本各委員（計 14 名）

（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
町田国語調査官ほか関係官

※ 沖森主査，佐藤委員及び事務局は，3F1 特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 1 新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過）
- 2 公用文作成に関するアンケートの結果の概要

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会国語課題小委員会委員名簿
- 2 国語課題小委員会（20 期）における審議内容について（案）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 公用文関係資料集
 - 公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
 - 公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
 - 法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
 - 6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
 - 文部科学省用字用語例
 - 文部科学省送り仮名用例集
 - 外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
 - Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針
 - 各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

〔経過概要〕

- 1 今期第 1 回の国語課題小委員会を持ち回り開催であったため，第 2 回の開催に当たり，沖森主査，森山副主査，佐藤委員から挨拶があった。
- 2 事務局から事務局の異動（町田国語調査官就任）について報告が行われた。
- 3 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 4 事務局から参考資料 2 「国語課題小委員会（20 期）における審議内容について（案）」について説明が行われた。
- 5 事務局から配布資料 1 「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過）」について修正点を中心に説明が行われた。
- 6 事務局から配布資料 2 「公用文作成に関するアンケートの結果の概要」について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 配布資料 2 「公用文作成に関するアンケートの結果の概要」を踏まえて，配布資料 1 「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過）」について意見交換が

行われた。

8 次回の国語課題小委員会について、会場や開催方法が未定であり、Web開催になる可能性があることも含め、令和2年9月4日（金）午後3時から午後5時まで開催することが確認された。

9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

ただ今から第36回、今期2回目の国語課題小委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため持ち回り会議としました前回に続きまして、本日もオンライン上でのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。また、傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になっております。このことを御承知おきいただきたいと思います。

挨拶が遅れましたが、昨年度から引き続き今期も主査を仰せつかりましたので、ここで一言御挨拶を申し上げたいと思います。

年が改まってしばらくたった辺りから新型コロナウイルスの感染増加に伴って、前期のまとめが中途半端なものになってしまったことにつきましては、熱心に御討議くださったにもかかわらず、誠に残念なことでありました。また、今期に入った4月以降も、実質的な審議を延期せざるを得なかったことも異例の事態でありまして、また、今後も見通しが立たず、閉塞感を絶ち難い状況であります。ただ、私自身、当初慣れないオンライン授業に大きな不安を抱いていましたけれども、回を重ねるに従って、リモートでもいろいろと仕事がこなせることが分かり、操作にも慣れるにつれて、オンラインを通じての授業や会議も肯定的に評価するようになってまいりました。これは、この事態の中での私にとっての唯一と言っていいほどの収穫であったと思われまます。審議内容によりましては、オンライン会議も有効であるように思うこの頃であります。

さて、国語課題小委員会におきましては、今期は、新しい公用文の在り方について最終的な検討を加え、まとまった形で報告を出すとともに、継続審議中の「ショウガイ」の表記についての検討も更に深めていくことのほかに、国語課題小委員会における今後の検討課題を探っていくことになろうかと思えます。

委員の皆様方のお知恵を拝借し、文化庁の方々の強力なサポートを得て、国語課題小委員会として有益で、かつ実効性の高い報告や提案をお示ししていきたいと考えております。今期も何とぞよろしくお力添えくださいますようお願いいたします。

以上、簡単ながら私からの御挨拶といたします。

では、続きまして、森山副主査からも一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願ひします。

○森山副主査

副主査を仰せつかりました森山と申します。

本当に異例続きの年となりました。大雨の時でも、コロナの時でも、当初は、言葉というのは不要不急のことなのかなと思っておったのですが、やはり災害とかこのような感染の広がりに対するいろいろな情報提供とか、そういうところで、新しい公用文というようなことは大変大事なことなのだと改めてその重要性をかみしめているところです。微力ながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○沖森主査

ありがとうございました。

では、参考資料1を御覧いただきたいと思います。今期の国語課題小委員会は、この

名簿のメンバーで構成されております。多くの方が前期から引き続き残ってくださっておりますけれども、新たに就任された佐藤歩武委員から一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤委員

皆様、こんにちは。初めてお目に掛かります。この度、前任の日本書籍出版協会、大修館書店の鈴木社長から後任の指名を頂きまして、今後、国語課題小委員会の委員として参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願申し上げます。大先生方に私が加わりまして、何かできるかどうか非常に不安ですけれども、どうぞ御指導いただきまして、少しでもお力になれるよう頑張っております。

また、日本書籍出版協会の理事としてこの会に参加をすることになりましたが、私自身は、語学専門出版の大学書林という小さな会社で社長をしております。御存じかどうか分かりませんが、英語、ドイツ語などのみならず、日本でなじみのない世界の言語の語学書、辞書あるいは入門書、課題集などといった出版活動をしておりまして、細々とではございますけれども、おかげさまで、現在も創業以来91年続けておりまして、この会で少しでも発言をさせていただければと思っておりますので、何とぞよろしくお願申し上げます。

以上でございます。

○沖森主査

ありがとうございました。

さて、本日は、(1)官公庁における文書作成について、(2)その他という順で協議を進めたいと考えております。

では、議題に入ります前に、参考資料2「国語課題小委員会（20期）における審議内容について」を御覧いただきたいと思っております。この資料は、前回の持ち回りの国語課題小委員会でも確認していただいたものでありますが、持ち回りでない会議は今日が今期初めてでありますので、改めて事務局の高橋国語課長から御説明いただきたいと思っております。

○高橋国語課長

国語課長の高橋でございます。今期もどうぞよろしくお願申し上げます。

まず、先生方におかれましては、国語分科会の委員に御就任くださいましたことに深く御礼を申し上げます。新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年とは異なる形でのスタートということになりましたけれども、今期も御指導のほど、よろしくお願申し上げます。

それでは、参考資料2について説明申し上げます。今期、第20期の国語分科会国語課題小委員会におきましては、前期に引き続きまして、公用文作成の在り方、それから常用漢字表についてということで御検討いただきたいと考えております。

まず、公用文の在り方についてですけれども、第18期から検討を進めていただき、これまでの検討内容につきましては、本日の配布資料1「新しい「公用文作成の要領」に向けて（審議経過）」としてお示しいただいているところでございます。昭和26年の国語審議会の建議でありました「公用文作成の要領」を今後見直す場合に基づくべき考え方を整理いただきますとともに、その考え方を実際に活用できるような形でまとめる方向で御検討いただいていたと考えております。

また、平成30年5月に衆議院の文部科学委員会、それから6月には参議院の文部科学委員会におきまして決議を頂きました。その決議を受けまして、「ショウガイ」の表記に関して、常用漢字表における対応の在り方についても御検討いただいております。

した。平成 30 年 11 月 22 日には、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」を国語分科会として確認いただいております。その後も、この課題については時間を掛けて御議論いただいていたところでございます。

参考資料 2 では、この二つの課題につきまして、この秋の国語分科会に向けて審議を進めていただくようなスケジュールの示し方になっております。ただこれは、順調に検討が進んだ場合を想定したスケジュールでございまして、今期中には何らかの形でお取りまとめをいただきたく、又は、国語分科会としての考え方を何らかの形でお示しいただければと考えているところでございます。

また、これら二つの課題を御審議いただくということを優先しながらではありますけれども、可能であれば、今後国語分科会で取り組むべき課題の選定についても着手いただきたいと考えております。現在検討いただいております「「公用文作成の要領」の見直しについて」というテーマにつきましては、平成 25 年 2 月に取りまとめられました「国語分科会で今後取り組むべき課題について」という当時の報告においてこの課題を取り上げていることに基づき、御審議をいただいております。平成 25 年の報告と同様、国語分科会で今後新たにに取り組むべき課題を洗い出していきたいという趣旨でございます。

委員の皆様におかれましては、この不安定な状況の中にあっても、様々な形でお力を頂戴することになると思いますが、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。今期もどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○沖森主査

ただ今の御説明について、何か御質問があれば、お願いいたします。挙手をしていただければと思いますが、特にございませندでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは続きまして、公用文の在り方に関する検討に移りたいと思います。前期の最後は、新型コロナウイルスの感染防止の関係で、期のまとめとなるべき会議が中止になってしまいました。それからかなりの時間が経過しており、また、新たに委員が加わってくださったということもありますので、最初に、前期までの審議経過を確認しておきたいと思います。

配布資料 1 「新しい「公用文作成の要領」に向けて（審議経過）」を御覧ください。この資料について、事務局から御説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、配布資料 1 につきまして説明申し上げます。この資料の前身として、1 月 24 日の国語課題小委員会で御検討いただいたものがありました。その後に、メールや電話で御意見を頂くなどしながら、この審議経過の形にまでまとめております。これは、昨年度末にも一度御覧いただき、さらに、そこから少し手を加えたものを、5 月の持ち回りの国語課題小委員会で御覧いただきました。ここまでどのような点が変わっているかということを中心に、簡単に御説明申し上げます。

表紙を 1 枚開いていただき、目次のところを御覧ください。この目次の流れについてはほとんど変わっていません。一つ大きな変更点は、「Ⅲ 用語の使い方」というところです。前回まではもう少し細かかったのですが、これを 1, 2, 3, 4, 5 という形にまとめております。以前は括弧番号が 1 の下に付くということがあったのですが、それをまとめてあるということになります。

続きまして 3 ページ、「当案の見方」というものを御覧ください。この 2 のところは国語課題小委員会の中で頂いた御意見を反映したものです。新しい内容、それから、これまでの公用文の考え方から改めた内容については、それがはっきりと分かるように

してはどうかという御意見がありましたので、「新」あるいは「改」という印を付けております。この2のところの説明がこれまでよりも少し詳しくなったということになります。

続きまして、4ページを御覧ください。「Ⅰ 基本的な考え方」のⅠ-1の(1)のところです。こちらでは、4ページの「新」のところを御覧いただきたいのですが、これまでの議論は、公用文において、相手に応じた分かりやすい、あるいは親しみやすい書き方をするということを言っているわけですが、それとともに、やはり法令や、あるいは硬い公用文の中では公用文の書き表し方に従う必要もあるのだということが書かれております。これは以前にはなかったものになります。

5ページに参ります。公用文の分類のところでは、ここは正に今回のこの審議経過の中心部分になります。公用文の分類例の「記録・公開資料等」という、法令を除いて三つに分けたうちの真ん中になります。ここが、主な読み手として、ある程度知識がある関係者という書き方になっております。ここが変わったところになります。

それから、10ページからを御覧ください。ここは表記の原則を比較的細かく並べているところです。全体としては同じ流れになっていますけれども、幾つか変更点があります。例えば11ページ、「仮名書きにする」というところは例示を増やしました。それから12ページ、これはこれまで申し上げたことはなかったのですが、12ページの上から二つ目の項目に、「振り仮名は、表外漢字・表外音訓のみに付ける」というところがございます。これまではこれは「読み仮名」という言い方を使っていたのですが、実は、公用文における漢字の使用の仕方として、「振り仮名」を用いるという言い方が明記されておりますので、それに対応して直しております。

少し話が細かくなってありますが、先に進めたいと思います。15ページ、「Ⅱ-2 送り仮名の付け方」のところですが、これまでここは内閣告示として示されている「送り仮名の付け方」の中にある「通則〇」というような通則の数字を前に出しながら書いておりましたが、それを見出しの中からは外して、例えば15ページの下から2番目の見出しの「送り仮名を省く慣用がある語は送り仮名を省いて書く」のようにしました。以前は「通則7に当たる語は」というような書きぶりになっていました。これも委員の御指摘で修正したところになります。

それから18ページ、「Ⅱ-4 数字の使い方」のところでは、例えば一番上の「算用数字を使う横書き」のときですが、横書きで引用するときの書き方などを少し詳しく書いております。それからその下の部分、「以上」「以下」「以前」「以後」の使い方あるいは「期間の表し方」なども補足が入っています。

21ページを御覧ください。文の書き出しや改行の際には1字下げするということがあります。これも大事な原則ではありますけれども、ただ、ウェブサイトなどでは、1字下げ以外にも、段落間を広く空けたり、行間に余裕を持たせたりするといった工夫が実際に行われていますので、頂いた意見に基づいてそこを修正しています。

それから22ページ、「図表の示し方」、ここは非常に詳しい例があったのですが、抽象的な話になってしまいますけれども、一旦例を落としております。

そして、23ページからの「Ⅲ 用語の使い方」ですが、専門用語の扱いというのは、前回お示ししたものでは非常に詳しい例が幾つかあったのですが、これに関しては、一旦例示を落として、どんな立場でもいつでも使える—いつでもというのは、ここにある専門用語というのは例えば5年後、10年後には変わっている可能性がありますので、そういったところに対応できるように、一般論として書き直しをしております。ただ、ここについては、今回いろいろアンケートで専門用語についての御意見もありましたので、そういったものを反映しながら、また直していきたいと思っております。

30ページを御覧ください。ここはその前のページから、「Ⅳ 文章の書き方」の「Ⅳ-1 適切な文体と表現の選択」というページなのですが、ここの構成をかなり変え

て、ほかの節、章から持ってきたものをこちらに加えて、入替えなどをして整理しております。

以上、主な変更点、もちろんほかにも細かい文言の修正などがありますけれども、大きな目立つ修正点を申し上げました。そして、最後のところには、現段階の索引も作っております。この索引を見ていただくと、この審議経過の中で扱われているキーワードが御覧いただけるかと思えます。

少し長くなりましたが、以上です。

○沖森主査

ただ今の御説明について、何か御質問があればお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

この審議経過の内容は、最終的な成果物の形に少しずつ近づいてきておりますけれども、更に改善できるところがないか、また、これまで見落としているような観点がないかなど、ここから更に煮詰めていきたいと考えております。

そこで、今後の審議に資するために、各府省庁等の文書実務担当者を対象とした調査を事務局に実施していただきました。その概要が配布資料2「「公用文作成に関するアンケート」の結果の概要」として示されております。こちらを御覧いただきたいと思えます。

まず、この調査の対象や方法などについて事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、このアンケートの方法ですとか対象などについて御説明いたします。

以前から、実際に文書実務に携わっている方にアンケートを取るというのは、この国語課題小委員会の中で課題になっておりました。それをこの6月に実施することができました。調査の目的は、各府省庁等の実務担当者から意見をもらって、現在の審議経過を更に詰めていくため、今後の審議に資する意見を頂くということになります。

調査対象ですが、各府省庁等における白書取りまとめ及び広報業務における実務担当者を対象としています。これは、実務担当者の意識や考えを聞くもので、各府省庁の方針を取りまとめてくださいというものではありません。このアンケートをお送りするに当たっては、現在の審議経過を一緒にお送りし、それも見ていただいております。

調査は、メールで調査票をお送りして、回答者各自から提出するという形で行いました。回答者数は全部で94名でございます。

白書の取りまとめ担当者ということですが、白書について少し御説明いたします。ここで言っている白書というのはどういうことか。白書というのは、例えば文部科学省にも「文部科学白書」というものがございます。同様に、各府省庁で様々な白書があるわけです。首相官邸のホームページに白書というページがございます。そこに掲げられた白書がございまして、その各担当に連絡を取って協力をしてもらいました。実は、白書というのは何段階かありまして、一つは法定白書というのがあります。これは国会に提出するもので、法令で毎年その報告が義務付けられているものです。その下にもう一つ、閣議了解を求められる白書というのがあります。例えば文部科学白書は、このうちの閣議了解を求められている白書になります。一方で、同じ文部科学省のもので科学技術白書というのがあるんですが、これは法律で定められた法定白書で、国会に提出されるというものになります。ほかにも、閣議了解あるいは法定でない白書にも、白書という名前が付いているものもございまして、いろいろな種類と言いますか、段階があるんですけれども、そのうち首相官邸のホームページで挙げられているものを今回は対象としたということになります。

また、広報の方は、全府省庁の広報担当を束ねた名簿がございまして、それを使って

連絡をいたしました。

回答者 94 名のうち、白書の担当者は 52 名、広報の担当者は 35 名、両方とも兼務している方が 7 名ということでした。この業務における経験年数が 1 年未満の方が 50 名、1 年以上 3 年未満の方が 40 名、3 年以上の方が 4 名ということでございます。
以上です。

○沖森主査

ただ今の御説明について、何か御質問があればお願いいたします。

○福田委員

回答者数は 94 名ということだったんですけれども、調査をお願いした全体の数ほどのくらいになるんでしょうか。回収率を知りたいなと思いました。

○武田国語調査官

実は、回収率をお示ししていないのは、こちらから各府省の代表に投げて、そちらでできるだけ多くの方に協力をしていただきたいという形のお願いだったからです。ですから、全体の人数の枠があるというものではございませんでした。

大体の感じから申し上げますと、お願いをしたところのほとんどから 1 名以上が御協力くださったのですが、残念ながら御協力いただけなかったところもありました。

○沖森主査

よろしいでしょうか。では、ほかに御質問、ございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、ないようでしたら、続きまして、具体的な結果を見ながら意見交換をしていくことにいたします。アンケート結果に見られる意見を、配布資料 1 の審議経過にどのように反映できるかということ意識しながら御意見を頂きたいと思えます。

それではまず、Q 1 から Q 5 までについて事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

これはお手元の配布資料 2 を御覧いただければ、それで十分かもしれませんが、簡単に補足いたします。

Q 1 から Q 5 までは、主に実務担当者としての意識を伺った問いになります。

まず Q 1 では、公用文の原則として、特に表記の面で、公用文というのは法令と一致させた表記を使うということを御存じですかということを聞いています。「よく知っていた」、「大体知っていた」というア、イが多いのですが、「余り知らなかった」、「全く知らなかった」という方も結構いらっしゃいました。

それから Q 2 は、それぞれの御担当が担当されている業務の部署において、文書作成のルールを共有しているかどうかということ聞いています。これはこのとおり、国の公用文の書き表し方に準じているというのが全体でいうと 40% 強、府省庁でルールを決めているというところが 20% 弱、部署で決めたルールに即しているというのが 16%、一方で、特に共有しているルールはなくて、それぞれ個人に任されているというところが約 4 分の 1 あったということです。

そして Q 3 では、主な読者として想定しているのはどのような人たちかということ聞いています。これは、白書と広報で大きな差があるかと言いますと、必ずしもそうではないのですが、「イ 内容について関心のある人」というところを見ますと、白書はそういった人たちを対象としているのに対して、広報では、ここは必ずしも多くないという結果になっています。そして一方、広報は、「内容によってその都度想定が異

なる」という回答になっていました。

Q 4です。「従来の公用文の表記とは異なる書き表し方」，それこそ先ほどQ 1で聞いた法令と同じような書き方をするということがルールとしてあるわけですが，そうではない書き表し方をする場合がある—それが実際に用いられている場合があるけれども，それについてどう考えますかという問いです。「ア 公用文の書き表し方に従うべき」という方は，この中では最も少ないという結果になっています。一方で，「イ 原則と異なる書き方をする際の考え方を政府内で共有するとよい」，あるいは「ウ 各白書でそれぞれ書き表し方を決めておけばよい」，それから「エ 想定される読者に応じた書き表し方を工夫すればよい」ということです。このQ 4は白書について聞いています。

Q 5。広報の方ではどうかと言いますと，「ア 公用文の書き表し方に従うべき」というのは白書に比べると少なくなっています。そして，「イ 原則と異なる書き方をする際の考え方を政府内で共有するとよい」というのが18%。そして，「ウ 各府省でそれぞれ書き表し方を決めておけばよい」というのが17%であるのに対して，「エ 想定される読者に応じた書き表し方をその都度工夫すればよい」というのが6割を超えているといった結果になっています。

以上です。

○沖森主査

ただ今の説明について，直接関わる質問があればお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

では，2ページから3ページのQ 1からQ 5までの結果について，御感想や，今後の取りまとめに当たって生かすべき点があれば，御発言いただきたいと思います。

○関根委員

関根です。公用文と法令の一致ということを私たちはかなり慎重にというか，尊重して作成してきたわけですけれども，それについて，「余り知らなかった」という人が4分の1以上いるし，さらに，従来の公用文と異なる書き表し方でいいという人も14%ぐらいしかいない。そうすると，法令との一致ということについて，改めて議論してもいいのかなと思いました。一致しないということによる弊害というのはもちろんあるし，その辺りでは慎重にすべきで，例えば用語であるとか漢字の使用範囲なんかは，同じように使わないと意味合いがずれるようなことがありますから，これは原則を守るべきだと思いますけれども，伝える情報にあまり影響を与えない，例えば送り仮名などについては許容の幅を広げるなどしてもいいのではないのかなというのが，このアンケートを見た感想です。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

村上です。このQ 4のところで，公用文の書き表し方に従うべきという考え方の人たちが一番少ないという結果が出ているということですが，我々がこの議論をして公用文の在り方というものをまとめ上げたときに，各省庁の公用文に携わる人たちにどのようにそれを守ってもらうかというか，その辺りのところをどのように啓発していくかというお考えなんでしょうか。

○沖森主査

これは直接答えるか、今後検討していくかということなのかもしれませんが、何かありますか。

○武田国語調査官

ありがとうございます。ここで言っている公用文の表記とは異なる書き表し方が用いられているというのは、現在の、法令に一致させる非常に硬い書き方があるわけですが、それとは違うものが用いられている場合がある。そういう現状をまず提示して、それについてどう考えますかと聞いているわけです。そうすると、法令と同じように書くべきだという方は少ないというのが今回分かったように思います。ですから、現状の法令と一致させて書くという考え方と異なる考え方を示せば、それに皆さんが賛同してくださる可能性はあるのかもしれない。いずれにしても、ここで検討したことをきちんと周知していくということに関しては、今、村上委員がおっしゃったように大事な課題になるかと思っております。

○村上委員

分かりました。周知徹底していくということですね。

○沖森主査

はい、そういうことを今後検討していきたいということでもあります。ほかにございますでしょうか。

○川瀬委員

川瀬でございます。よろしくお願ひいたします。このアンケートの結果、特にQ5の結果を見て、私はよかったなと思ひました。やはり伝える人が、想定される読者に応じた書き方を心掛けてくれている、それが5割を超えているというのは、すごくよかったなと思ひました。私たちが今まで話をしてきた「分かりやすさ」と同時に「正確さ」、「親しみやすさ」みたいなことを、やはり心の中で思っているということに対して、非常に心強く感じています。

その一方で、今、村上委員からもありましたように、何か依拠すべきものがあるんだということに対して、ちょっとファジーになりかけている段階なのかもしれないので、この時期に私たちがある程度の基準というものを示していくというのは、やはり価値があるんじゃないかなと思ひているところです。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。次の問いのところに移ってよろしいでしょうか。（→挙手なし。）

また後で何かあったら御発言いただければと思ひます。それでは続きまして、Q6とQ7について事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

Q6以降ですけれども、これは、今回の審議経過に対して頂く意見ということになります。特にこのQ6とQ7は選択肢をお示しして答えていただきました。まずQ6では、法令や告示、通知等を除いた広く一般の人々に向けた白書や広報等の文書において、これまでとは異なる、より読みやすく親しみやすい書き表し方を用いることを積極的に認める考え方がこの審議経過の考え方であるということを行った上で、それについてどう考えるかを聞いています。結果は御覧のとおりで、「今後取り入れたい考え方である」と答えた人が多いということになっています。

Q 7では、非常に細かい話になりますが、現行の公用文作成の要領でコンマ（、）を使うことになっていることについてどう考えるかということを知っています。審議経過では、「今後、国の公用文においても、原則としてはテン（、）を用い、事情によってはコンマ（、）も用いることができるようにするという形にしてはどうか」ということを提案していますが、これに対しては、やはり審議経過の考え方に賛同してくださる方が約5割、一方では、テン（、）を用いることとすべきという方も28%ぐらいいらっしゃるということです。また、原則を決めないでどちらでもいいという方も16%いらっしゃるということになります。

このとおり、今回の審議経過の考え方の非常に中心的なところについては、比較的賛同してくださる方が多いのではないかと見受けられるかと思えます。ただ一方で、例えばQ 6のイでは、表記を親しみやすくすることに関して、「白書には適用しにくい考え方である」というような方も、少ないですけどもいらっしゃるということがございました。

以上です。

○沖森主査

ただ今の説明について、直接関係する質問があればお願いいたします。

（→ 挙手なし。）

それでは、このQ 6とQ 7について御感想あるいは御意見等を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

Q 7では、一貫してテン（、）を用いるという回答も3割近くありまして、特に広報担当者では、テン（、）を原則としつつコンマ（、）も使えるようにするというところが拮抗しております。このテン（、）だけにするという考え方について、何か御意見があればお願いいたしたいと思えます。いかがでしょうか。特に御意見ございませんでしょうか。

（→ 挙手なし。）

では続きまして、Q 8とQ 9の自由記述部分について、事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、Q 8とQ 9について御説明いたします。

Q 8では、専門用語と外来語の使用について、ふだんから工夫されていること、困っていることなどがあればお答えくださいということで聞いております。これは今回、簡単な分類をしてまとめておりますが、まず専門用語については、ここを見ますと、かなり皆さん気を使っているということが分かるかと思えます。それぞれの府省で専門用語を抱えていますので、それをなるべく分かりやすく書こうということでやっつけらっしゃる。ただ一方で、この5ページの下から三つ目の○を見ますと、「どこまで解説を付すべきかの範囲は難しい」ですとか、下から2番目の○では、「極力解説を加えるようにしたいところであるが、文量が増加することもあり、なかなか難しいこともある」といった悩みを抱えているということが分かるかと思えます。

もう一つ、外来語の使用についても聞いているわけですが、外来語に関して、一つは専門用語としての外来語と言いますか、皆さんが余り聞き慣れない、見慣れない外来語の扱いの問題があるのと同時に、もう一つ、今回特徴的だったのは、7ページにあるとおり、「外来語の表記」という内閣告示の中では、第1表と第2表というものがあり、例えば、バイオリンを「ハ」に濁点を付けた「バイオリン」と書くのが第1表の書き方であって、一方、「ウ」に濁点を使った「ヴァ」と書くのが第2表の書き方になりますが、これらの表記の使い分けが難しいという御意見がありました。これは既に審

議経過の中でも対応していることではあるのですが、実際、国の実務担当者がこういうことで困っているという様子が見られるかと思います。

その他では、新しいメディア、例えばSNSであるとか、そういったものの用い方ですとか、そういったことについても意見がございました。あるいは、最近「コロナ禍」といった言葉がありますが、そういった新しく広まった言葉を使っていいのであろうかということなどです。

また、8ページの下の方を見ますと、法令で使用されているかどうかで、その用語を使えるかどうかを判断するといったことを答えている方もいらっしゃいます。やはり公用文を書くときには、できるだけ安全など言いますか、問題のない用語を使おうと思ったときに、法令で使われているというのが一つのよすがになるという面があるのだと思います。そういった辺りが専門用語の使い方というときに、これまで、できるだけ分かりやすくしたいけれども安心して使える言葉を使いたいというところで、皆さん御苦労なさっている様子が分かるかと思います。

以上です。

○沖森主査

ただ今の説明について、直接関係する質問があればお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

よろしいでしょうか。それでは、このQ8、Q9の自由記述の部分について、御感想あるいは御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

○福田委員

8ページの最後の○のところなのですが、「数字の全角半角」など、アルファベットの表記についての一つの御意見だと思うんですが、ちょうど今やっている公用文の作成の要領にその項がありますので、是非明示した方がいいのではないかと思います。公用文の作成の要領では17ページになっています。ここでは例示だけで、どういうときに半角を使うのか、どういうときに全角を使うのかをもう少し説明してもいいかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○関根委員

5ページの真ん中辺の○の、「専門用語については用語集の掲載をしている」というのは、これはどういう意味なんですか。ここの部署で専門用語に関する用語集を作っているということなのか、それとも、白書なり文書の注釈のような形で、本文では専門用語を使っているけれども、それに対する解説集みたいなものを付けているということなのか、どちらの意味なんですか。

○武田国語調査官

白書によっては、最後のところに用語集みたいなものを付けているものがございまして、多分そのことを言っているのかと思います。

○関根委員

ほかのところでは、例えばどこまで解説を付けるかの範囲が難しいとか、私たちがこれと言っている思わくとか考え方の大きな枠組みはもちろん分かっているけれども、それを具体的に書くときにどうしたらいいか迷うというような、そういう悩みみ

たいなものもあるなと思いました。8ページのところで、法令で使用されているかで判断する、あるいはほかの公用文で使用されているかを調べるというのは、ある意味非常に無駄と言うか大変な労力ですよ。ですから、この公用文の書き方という原則はここで示せるとしても、じゃあ具体的にどのようにすればいいのか。例えば専門用語の言い換えであるとか、あるいは説明例のようなものが、各省庁で共通して使えるようなものがあれば。説明例や言い換えは同じものになって、その方が分かりやすいわけです。何かそういうような、本体の文章はこういう形でシンプルなものでもいいけれども、例えば今回は、以前書いたコラムなんかは割愛していますよね、その割愛したコラムなんかと併せて、こういう悩みに応えられるような用語集みたいなものができたらいいんじゃないのかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

川瀬でございます。見ていて、やはりみんな困っているんだなというのを改めて思いました。私は役所の人ではないですけども、やはり何かを発信するときに、「ねえ、これどうしたらいい」というのを周りにいる人に聞くことは多々あります。それを専門の任とされている方にとっては、やはり何か頼りになるものは必要なんだと感じました。しかもそれが見やすくあること、それから、後半のアンケートの方にも関わってきますけれど、どういった形で使いやすいものを提供していけるのかということ。また内容の考え方と併せて、どうやって周知するのかという問題、それからもう一つ、どういった形で提供していくのかという問題、この二つは、私たちの手に負えないところもありますが、考えていかなきゃいけないかなと思いました。でも何か、自由記述部分に入って、体温のある答えが返ってきているので、すごく参考になるなと思っております。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○石黒委員

皆様がおっしゃっていることと重なるんですけども、一つは、5ページの一番下のところに、「頻繁に使用される専門用語や外来語は所内で用語集を作成し、記述方法をなるべく統一するように指導されている」ですとか、中ほどのところには、もちろん分かりやすくする方法もありますし、執筆担当者に、各課室に周知していますという、割とこういう表現が目立つんですね。つまり、各省庁の中でいろいろな工夫がなされているのかなと思います。この種の議論をしようとするときに、以前、確か武田国語調査官が、実態としてはどうなっているのかということを集めてくださって、それでかなり参考になったということが一例えば隅付き括弧がたくさん使われているですとか—そういうことがあったと思います。同じように、せっかくですから、可能な範囲で、各省庁がどんな取組をしているのかという、その具体像が分かると、それを私たちが、やはりその現状に合っていないところをそれぞれの工夫の中で改善しているということは参考になると思うので、そういうものがうまく集められたら、今後の議論に資するかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○中江委員

「コロナ禍」という言葉がここで出ていましたけども、本当にこの二、三か月の間に、例えば「ソーシャル・ディスタンス」とか「ステイ・ホーム」みたいな片仮名の言葉が一気に広がって、いろいろなところにポスターなんかも貼られるようになって、多分、皆さんの中で周知されたんだろうなと思うんです。これも置き換えがとても難しい言葉で、確かに片仮名でないちょっと通じないのかなとも思っていたんです。そんなことを思いながら、この今日の文章を読んでいたんですけれども、でも、余りに片仮名語が多くなり過ぎてしまって、分からない人も結構増えてきちゃうんじゃないかなと思いました。何となく広報するための片仮名みたいな部分が増えてきて、それを使えば何となく広がりやすいというような、そういうイメージだけが先行していくというのも問題なのではないかなと思いました。一気に広まってしまった言葉をここで公的に認めてしまうというところの危うさもちょっと私は感じているんです。だから、その部分を割と慎重に考えていくというか、それは片仮名だけでなく、やはり日本語の表記というのも並列にした方がいいのかなと私自身は思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。（→ 挙手なし。）

では一旦、今のところはQ 8について主として御発言いただいたかと思うんですが、事務局の方でQ 9についての説明を補足したいということですので、併せてよろしくお願いたします。

○武田国語調査官

Q 9ですが、こちらは先ほど触れませんでしたので、触れたいと思います。外来語、専門用語以外で工夫していることについて伺っています。やはりより分かりやすい表現にというようなことがあり、例えば、公用文では年号を使うことになっているのですが、もう既に西暦を原則としてやっているとか、そういった例も出てきました。かなりいろいろな工夫を行っているということが読み取れるかと思えます。

また、メディア、媒体の問題と言いましょか、例えば10ページの最後のところでは、もう紙が前提ではなく、ウェブやSNSなどを使うということがありますので、それに応じた書きぶりなどを工夫しているといったことも読み取れたかと思えます。

また、気になるところでは、11ページの上から二つ目の○のところでは、白書独自のルールを作成して適用しているというところがあります。具体的には「地域の魅力を活かす」—常用漢字表の範囲では「活」という字は「いかす」と訓では使わないことになっていて、「生」を使うわけで、「生かす」と本来は公用文では書くのですが、もう既にこの「活」の方を使っていて、これを独自のルールとして設けているというような白書もあるということが分かりました。

その後の「困っていること」ですが、ここは非常にたくさんの方が、公用文を作成するときに何に頼ったらいいのか分からないところがあると答えています。実際、例えば文化庁でも『公用文の書き表し方の基準』といった本を出していて、そういったものが幾つかあるのですが、ぱっとウェブで参照できるようなものがあつたらいいですか、いろいろなところにばらばらになっているものが一つになつたらいいのといった御意見がありました。

また、12ページの上から6番目の○で、「府省庁によって表記の方法がかなり異なるため、他省庁への出向者はその都度、府省庁ごとのルールを身に付けなければならず」といった御苦勞もあとあります。原則があると言いながら、かなり府省ごとに異

なりが起きていて、そしてその中で苦勞なさっている方もあるということが分かりました。

それから、この小委員会での議論とも少し重なるのですが、12 ページの終わりのところには、「ショウガイ」の表記に関しても、ここでは交ぜ書きを使うようにしてはどうかといった御提案もありました。

また、13 ページの上から五つ目の○ですが、公用文においては、「分かりやすさよりも、正確性の方が、大切だと考えます」といった御意見もあって、この辺りも、この審議経過と決してぶつかる内容ではないのですが、改めて、やはり正確性をというような御意見もあるということが分かるかと思えます。

○沖森主査

では引き続き、Q 8 あるいは Q 9 につきまして、御意見、御感想等ございましたらお願いいたします。

○田中（ゆ）委員

意見の前に一つ質問があるんですけども、質問してもよろしいでしょうか。

○沖森主査

どうぞ、お願いします。

○田中（ゆ）委員

13 ページなんですけれども、Q 10 の直上の○です。このところで、「電子媒体の場合、J I S 規格との関係整理が難しいと思う」とあるのは、異体字のことを言っているのでしょうか。それともよく分からないのでしょうか。ちょっと教えてください。

○武田国語調査官

はっきりとこれ以上のことは書かれておりませんでしたので、分からないというのが正確な答えかもしれませんが、恐らくは異体字の問題であろうと思えます。

○田中（ゆ）委員

分かりました。ありがとうございます。感想があると言えどもありますけど、凡百なことなので遠慮します。

○沖森主査

いえいえ、どうぞおっしゃってください。よろしいですか。

○田中（ゆ）委員

はい。

○沖森主査

では、ほかに御意見、御感想等ございましたらお願いいたします。

○関根委員

9 ページのところ、「等」が乱用されるなど」というのがあって、現場の人でもやはり「等」が気になる人がいるんだなということが分かりました。「等」は気になっていまして、この今作っているもので結構「等」が使われているんですね。それで、

もちろん、それだけではないということを示しておくには必要なことは分かるんですけども、それを実際に示していない限り読み手にとっては意味がないし、当然それだけではないことが分かる場合は省くとか考えてもいいかと思います。あるいは、「等」というのは法令に準じている使い方なんですかね。「など」とか、あるいは「といった」のような別の表現をする、あるいはそのこの項目の全体が全てを指しているわけではないということはどこかで明示しておくなど、そういった工夫で「等」というのをできるだけ減らせないかなと思うんです。この審議経過の20ページの「様々な符号の使い方」だと、全部「等」が入っているんですね。ちょっと細かいことですが、「^ま先^{かい}づ隗より始めよ」で、この報告書で「等」をなるべく減らすようなやり方ができないかなと思います。このアンケートで答えた人も言っているように、正確さでは「等」は必要かもしれないけれども、分かりやすさの点では、やはりなくても済む、ない方が分かりやすくなる言葉の一つではないかなと感じています。

○沖森主査

ありがとうございました。

○武田国語調査官

審議経過の27ページを御覧いただきたいんですが、「等」、「など」の類は慎重に使うという項があります。ただ、今御指摘があったように、この審議経過の中でもかなり「等」を使っていますので、何か矛盾があるような感じもありますけれども、今の段階ではこういった示し方をしているということがございます。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○岩田委員

今見てきた内容、「正確さ」とか「分かりやすさ」というのが皆さんの心の中でせめぎ合っているというのがよく分かる文章だと思いました。硬さをどの程度調整したらいいかというような文言もあったと思うんですけれど、やはり今回の我々が提案している、文章の種類を幾つかに分けて、こういう場合にはこういう硬さで、こういう場合は「正確さ」を重視しましょうというような議論は非常に有効なんだろうなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。

○川瀬委員

紙媒体だけじゃないというところを考えると、今作っている報告書の中では、22ページに「図表の示し方」が書いてあるんですが、これは文章そのものについてではないので、非常に組み込み方が難しいんですが、視認性、見やすさというものをウェブサイトなどでは特に気を付けてほしいということを入れてもいいのかなと思いました。というのも、今回の新型コロナウイルスの一連の騒動で、いろいろな助成金などを含めて役所の出している文書を見たんですが、やはり見た目として白抜きの文字になっていて見づらいとかいうのもありましたし、そもそもが、この自由記述にもありましたけれども、分からない文章をこれから読むんだぞみたいな構え方がある側にあるんですね。だから、そこをちゃんと認識しておくことも必要なんだよという作成者の心構

えみたいなものも、まあ、文書に載せちゃうのもちょっと問題だとは思いますが、伝えるといいのかなと思いました。前のコミュニケーションについての議論のときに、分かるよう努力というようなことも話に上がっていましたが、一方的に「分かりやすさ」、「読みやすさ」、「親しみやすさ」だけを伝えようとするんじゃなくて、本来は見る人の方が、もっと理解するために読もうとか、積極的に読もうということを感じなきゃいけないんだなというのを、改めてこの自由記述を見て反省した次第です。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○入部委員

8 ページの一番上の○なんですけれども、割とストーリー的に書かれているので、ちょっと考えさせられたというか、読み手の目線で、御遺族の「御」を平仮名にしたいと思ったけれども、結局公用文の用例があって、従わないといけなくて、検討して「御」を漢字にしたという内容なんですけれども、先ほどのQ 4とかQ 5を見ますと、公用文の書き表し方に従うべきというのが13%ぐらいしかないにもかかわらず、結局、ここをよりどころにして最終的な判断がなされるというのはとても大きいことなんだなと思いました。ここのところにうまくつながるような、要するに読者の目線につながるような、読み手の気持ちを考えられるような公用文の書き方というところに届く内容になればいいなど、感想なんですけど、そのように思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかには御意見を。

○森山副主査

成果物なんですけれども、一つは、何かホームページみたいなものを作って、例えばバイオリンという例が出てきたときに、こっちの方がお勧めですよとか、これは第1表で、これは第2表でというのがすぐ分かるような、皆さんがぱっとその場で言い換えの提案とかが出てくるような、そういうホームページみたいなもののサービスを立ち上げるということも考えていいのかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかには御意見、御感想等は。

○村上委員

これは今、森山副主査のおっしゃったことに関しての質問なんですけれども、ウェブには、この公用文作成の要領というのはアップされないんですか。紙だけで配布ということになるんでしょうか。

○武田国語調査官

ウェブにも上げます。ただ一方で、恐らく森山副主査の御意見は、もう少し使いやすい形で活用できるようなものを、さらに、これ以上のものを作ってはどうかという御意見かと思っておりますので、その辺りも、これは事務局の努力すべきところになると思いますので、検討したいと思っております。

○村上委員

分かりました。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。 (→ 挙手なし。)

では、言い足りないという点がありましたら後でも結構ですので、お願いいたしたいと思います。

最後に、Q10の自由記述部分について説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、最後のQ10になります。こちらは直接審議経過を読んだ感想や意見を頂いているところです。それで、13ページ、14ページ、それから15ページに掛けて、全体としてはいい取組ではないかというような感想を頂いています。ただ一方で、公用文の書き表し方について、がちがちにルールを固めるということを恐れているような御意見もあるかと思えます。

また、15ページの上から三つ目の○を御覧いただきたいのですが、「公用文の種類によっては、様々な状況に配慮して、分かりやすくする観点から、新しい表現が用いられる」とあります。そのときに、今は考え方をまとめていただいているという審議経過ですけれども、「「公用文の作成要領」は、具体的な用語の選択方法を記載せず、公用文作成に際しての心構えだけを記載することとしてよいのではないか」というような意見もございます。

それから15ページ、現在の審議経過の一つの目玉である公用文の分類例についても意見がありました。各種類について、主な読み手を設定しているのですが、それは意義が乏しいのではないかというような意見ですとか、あるいは、分類するのだったら分類ごとに書き表し方をまとめた資料を作ってほしいですとか、また、分類例で主な読み手を分けているけれども、下から二つの「記録・公開資料等」と「解説・広報等」については、一般の方が見ることを前提として文章を作るべきだといった御意見もあります。

また、16ページに参りますと、公用文書は本来書き表し方が決まっているわけですが、相手によっては柔らかい書き方をしてはどうかというふうに言っているが、明示的に分類しないと、使い方がかなりぶれてしまうのではないかといった御意見もあります。また、16ページの上から二つ目の○では、白書というものは、中には、ある省が中心となって幾つもの省から原稿をもらって取りまとめるというような場合もありますので、これは公用文表記に従っている方が事務的にもいいのではないか、簡潔な手続でできるのではないかといった御意見もあります。同様にその下では、広報まではそれぞれの考えで作成していいけれども、それ以外の文書については厳格な基準で統一する方が効率的だと。これはかつてからこういった考え方があるわけですが、現在もそういった御意見もあったということです。

さらに、メディアの話が先ほどから出ていますが、動画などについても位置付けをもう少しきちんとしてはどうかといった御意見がありました。

それから17ページに行きますと、様々な符号の中で、今使えないと言いますか、あまり使わないものがあるのですが、そういったものを是非使えるようにしたらどうかといった意見もありました。

以上です。

○沖森主査

ただ今の説明について、直接関わる質問がありましたらお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

このQ10では、配布資料1の審議経過に対して直接意見を頂いております。これらを御覧になって、今後の取りまとめに当たって生かすべき点などがあれば、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○村上委員

15 ページの真ん中のところで、具体的な用語の選択方法を記載せず、公用文作成に際しての心構えだけを記載することとしてよいとか、余りがちがちに固めない方がいいとかという意見があったと思うんですが、これを作成する人たちはそれぞれの省庁の人たちで、自分のシマがあって、そのシマの文化というのがあるので、その中で作成されると思うんですけれども、読み手の国民は文書が出てくるところは一つだと思っているので、それがばらばらだと、やはりよくない。混乱する元だと思うので、想定される限りのところはこちらで考えて、一つの基準としてはきちんと示した方がいいなと、改めて思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○川瀬委員

16 ページ、「YouTube 動画が増えてきていることから、動画についても、「審議経過」5 ページの公用文の分類例の中で、どのように位置付けられるのか」とあり、分類例の中のどこに入れるのかみたいなものを入れたらどうかと思います。これは入れてもいいかなと私も思いました。審議経過の5 ページの分類別の枠の中に、やはり一応文字中心になっているので、この中で「解説・広報等」になるのか、「記録・公開資料等」になるのか、動画などというような、またつい「等」を入れちゃいましたけれども、これは入れてもいいのかなと思いました。ただ、公用「文」として考えると、動画をどう捉えるべきなのかは、もうちょっと考えた方がいいのかもしれないね。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。いかがでしょうか。

○善本委員

最後の感想めいたものをたくさん頂く中で、やはり同じ事柄に関しても反対の見解を抱く方も多くいらっしゃるというところで、難しさを感じたところですが、私は都庁で役所勤務したこともあるので、そのときの経験も踏まえて申し上げますと、やはりこのようなものは、ものすごく重要な依拠するものになって、それに基づいて、いろいろな文書作成の指導が上司に当たる人から部下に当たる人に対してなされるということがものすごく頻繁に行われるので、そのような意識を持って最終的にはまとめていかなきゃいけないなということを改めて思いました。とにかくこれが現場では本当に重要な新しい指針になって、例えば半角か全角かについてもどうするかということが書いてあれば、全角にすべきところで半角になっているみたいな感じで1個ずつ指摘が入っていくということが、本当に実際の役所の仕事の中ではあるんですね。なので、まあそれはどうだろうという気持ちももちろんありますけれども、改めてそういうものに依拠しているということを認識しなければいけないなということを感想としては思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、最後に、配布資料1「新しい「公用文作成の要領」に向けて(審議経過)」で
ございますけれども、これについて、全体を通して何かこのアンケートを踏まえて御
意見があれば御発言をお願いしたいと思います。また、言い足りなかった点等を改め
てここで御発言いただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。いかがでし
ょうか。

○田中(ゆ)委員

私は、昨年度の後半は不在にしてきたので、その間に恐らくなぜそうなったのかと
いうふうな過程があったんだと思うんですけれども、先ほど関根委員がおっしゃって
いたことでお尋ねしたいのは、コラムのようなものが、あるいは先ほどの図表の例と
かについても、一旦下げたといったようなことでした。そういったものを一旦下げた
ということは、もっとすっきりしたものから出すべきで、具体的なものは後からだ
といったような議論があったのか、何か方針の転換があったのかということをごち
ょうと伺えればと思いました。よろしくお願い致します。

○武田国語調査官

ありがとうございます。これまで各委員に御執筆いただいたものの中には、コラム
のようなものですか、あるいは具体例の豊富なものですか、そういったものもあり
ました。それを当初載せていくということでやっておりましたが、特に主査
打合せ会を中心に、まずはルール化されているところを中心に手堅くまとめるという
話が出てまいりまして、今のような形になってきています。これまで具体的にお示し
いただいたものについては、今後これとはまた別の形でどこかで生かしていきたいと
事務局では考えております。

まだ今後の取りまとめに当たって、そういったものを復活させるというお話もある
かもしれませんが、ルール化されているところを中心に手堅く書くということ
と、それから、先ほども専門用語、外来語のところでも少し申し上げましたが、どこで
も、いつでも通用するような内容にするという意味で、具体例を外してきたというこ
とがございます。

○田中(ゆ)委員

分かりました。ありがとうございます。もう既に一定量蓄積されてきたコラムのよ
うなものや実例のようなものというのは、この審議経過で今一冊にまとまろうとして
いるもののスピアウトのその1みたいな形でお考えになっているというふうに受け
止めました。そうすると、例えば図表のところに挙がっていた例などもスピアウト
その2みたいなことでお考えになっているのかなとは思いますが、ならばついでに、
これは少し時間の掛かることだと思いますけれども、自由記述の中で多くの方がお書
きになっていたウェブ辞書みたいなものがあるといいなといったことについては、こ
の冊子がきちんとまとまった後も、スピアウトその3みたいな形で考えてもいいの
かなと思いつつ伺っていました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。

○関根委員

ちょっと今のことも関係することです。方向性としてはそれでいいと思うんです
けれども、ざっとこの報告書を眺めてみると、例示が豊富なところ、少ないところと

か、あるいは例の示し方のバランスがちょっと気になってきていて…。もちろんいろいろな、そもそも性質の異なるテーマを同じスタイルで見やすく配置しているので、テーマによっては原則を示すのが大事である、あるいは細かく例示しないと意味がないというようなところもあるので、これはもうやむを得ないと思うんですけども、さっきから言っているような別冊的なものとか付録的なものをあらかじめ想定しておいて、そういう例をそちらに回すというようなことを考えておくと、そのバランスの辺りで悩まないで、思い切って整理できるのではないかなとも思いました。

あと、アンケートのところと関係するんですが、これをどういう人が読むのかということについて。例えば「正確さ」とか「親しみやすさ」ということがいろいろなところに出てくるんですね。もちろんそれは大事な要素なので、当然出てきていいんですけども、若干ダブリ感というのかな。最初の方の「(1)正確に書く」のところで「分かりやすさとのバランスをとる」とあって、「(2)分かりやすく書く」のところに「正確さとのバランスをとる」とあって、もちろんそれぞれの視点を変えての書き方で、そこだけを読む人にはそう書いていただかないと困るわけですけども、この文章を最初から読む人にとってはちょっとくどく感じられるのではないかなと思います。だから、「正確さ」、「分かりやすさ」、「配慮」と、それぞれの要素を書いて、別の文章で三つのバランスを取るといような形で、もう少しコンパクトにまとめられるのではないかなと思いました。「専門用語や外来語に留意する」のところでも、ほかで詳しく説明していて参照のマークがせっかく付いているわけですから、そういうところはこの際思い切って簡略化するとか、あるいは見出しだけにして参照先を読んでもらうという手もあるのではないかなと思います。それぞれのところで、そのページだけ読んでも全体的な考え方が分かる、理念が分かるような書き方になっているということでは大変いいと思うんですけども、逆に、全体を読む人にとっては、ちょっとくどく感じられるというところがあるのではないかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。

○田中（ゆ）委員

実は今、関根委員がおっしゃったことと似たようなことを追加で言おうかなと思っていたところです。相互参照のところについては、今は紙なので無理かと思うんですけども、ウェブ上だったならば、リンクを張っておくということでも処理できるので、やはりウェブ版でいろいろな工夫をするのがいいのかなということをつけ加えます。

また、スピニアウト版を作るのであれば、先ほど川瀬委員がおっしゃっていた動画は話し言葉だからみたいなのところも、そのスピニアウトバージョンの中の1個みたいなのところでちょっと話をしてもいいのかなと思いました。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございますでしょうか。御意見、御感想、あるいは全般に関することでも結構ですが。言い落としたこと等ありましたらお願いいたします。

○関根委員

もう一つだけ。ちょっと細かいこととかいうか、全体に各ページが四つから七、八くらいの項目に整理されていて、見やすく読みやすいんですけども、あるいは中には、もうちょっと階層を分けた方がいいかなと。例えば29ページの「IV 文章の書き方」のところで、分かりやすい口語体というのがまずあって、常体と敬体の問題とか、「で

ある」を選択するとか、「べき」問題とかというのが並列されているわけですがけれども、分かりやすい口語体というのがまずあって、その下に常体、敬体をどう選択するか、統一するか。それで、常体だったら「である」を選択する。そういう構造になっているわけですね。それで、「べき」というのは個別の問題で、文語調を用いるときの注意点というのはまた別の観点になる。「べき」や文語調の問題は、細かいことだけでも大事なところなので、是非入れておいていただきたいんですけども、この六つのテーマが並列に並んでいると、ちょっと違和感を持つ人もいるのではないのかなと思います。次のページはまた違う観点なので、29ページは文体、30ページは表現と分けてもいいのではないかな。このようにきちんと整理されて書いていただいているので、あえて大きく変える必要はないと思うんですけども、きちんと階層を付けるのではなくても、並立的な要素ではないというような、強弱を付けると、もうちょっと読みやすくなるかなと思って読んでいました。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○滝浦委員

滝浦でございます。よろしくお願いたします。もういろいろ皆様の細かなコメント、大方針に関する御意見などたくさん出ましたので、それについて特に付け加えることはないんですが、この先、スケジュールなども今日拝見していますけれども、どういった形で、具体的にどのように進んでいくのかなというのが逆に見えなくなったような感じもちょっとあります。例えば今、関根委員がいろいろ具体的な点について御指摘をなさっていて、例えばそういうお話を聞いていると、ほとんどもう細かな調整作業レベルの段階に入っていて、それを足したり引いたり、少し直したりということでもう完成に向かうのかなとも感じられるところがあり、一方で、割と大きいところの御意見などをおっしゃった方もいらして、そちらなどを聞いていると、この後、何か大きな区分けとか各章方針などについて、何か少し変更の余地があるというか、していった方がいいということなのかというふうに、大分、議論の次元の違う話が、久しぶりでもあるのでたくさん出てくるんだと思うんです。ただ、それらを全体伺って、じゃあこの後こんなふうに進めていって、こんなふうに進んでいくのだなという道のりについての絵が全く浮かばなくなってしまったので、その辺について少し御教示いただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○沖森主査

では、事務局の方で、少し感触のようなものがありましたらお願いたします。

○武田国語調査官

先ほど国語課長から説明申し上げましたとおり、現在この審議経過となっているものは、今期中には何らかの形でまとめていただければと思っております。それで、今日の御意見などを踏まえて、またこの8月に一度主査打合せ会を開いて、そこでもう一度今後について整理をしていただいた上で、今、滝浦委員がおっしゃったことに対する的確な答えではないかもしれませんが、主査打合せ会の方で整理をしていただいた上で、次の国語課題小委員会では、今後のまとめ方について、もう少し明確なお話が出るのではないかなと思っております。

できれば秋の国語分科会ということもありますが、ただ、現在こういった状況でもありますので、審議がどういった形で進んでいくかまだ分からないところもございます。取りあえず今期中にこれをまとめていくということで、また主査打合せ会の方

で今後についても一度検討していただいた上で、次回もう少し詳しくお話しできるのではないかと考えております。

○沖森主査
ほかに。

○入部委員
審議経過の方の 35 ページ，裏もあるので 36 ページもあるんですが，案外こうして見ますと関係資料がたくさんあるなと感じました。久しぶりに見るせいかもしれませんけれども，参考資料というよりも，どちらかという根拠資料に近いので，目次に合わせて少し，1 に関しての資料—またがっているところもありますけれども—1，2，3，4 とありますので，もう少し整理して見やすくすると，ダイレクトに資料に当たりたいという人には分かりやすいのかなと思うんです。これだけの根拠資料があるというのは大事なアピール点でもあると思いますので，もう少し整理して提示して，見せ方としては分かりやすいし，また，アピール度も高いんじゃないかと思いました。

○沖森主査
ありがとうございます。では，ほかにございますでしょうか。

○善本委員
とても細かいことを申し上げて申し訳ないんですけど，先ほど御説明があったところで，中に，明示されていなかった新たな基準ができた場合は「新」の字を，変更した場合には「改」の字を付けていただいたということで，これはすごく分かりやすくいいなと思っているんですが，白抜きになっている関係で，これはもしかしたら私だけかもしれないんですが，「新」の字の方がぱっと見て「新」という字に見えづらいんです。「改」の字の方はよく分かるんですけども…。これはすごくよいアイデアなので，ぱっと見たときに見やすいフォントの工夫とかマークの工夫を，同じ四角囲みをするんじゃないかと，例えば囲みの図形を変えるとかも含めて，あるいは文字の抜き方とかというのをもしかして可能であれば工夫していただけると，より見やすくなって，変わったこと，新しくなったことを探すときに非常に見やすくなるんじゃないかなと思います。私がぱっと見たときに，何か「新」という字が目に入ってこない感じが若干したので，もしよければ御検討いただければと思います。

○沖森主査
ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。まだ終了予定時間まで少し時間はありますけれども，御意見はございませんでしょうか。（→ 挙手なし。）
では，この辺りで御意見を頂くのを終えたいと思いますが，よろしいでしょうか。
それでは，本日いろいろと御意見を頂きましてありがとうございます。このアンケートを通して見ますと，この国語課題小委員会が提案しようとしている考え方が，国の各府省庁等で文書実務を担当している方々の考え方とおおむね一致しているということが読み取れるように思われます。その一方で，これまで共有されていること，私たちが前提としてきた公用文作成の基本的なルールというものが，必ずしも行き渡っていないという面もあることが分かったように思われます。

これらを踏まえまして，本日頂いた御意見，御感想を主査打合せ会で整理して，改めて配布資料 1 「新しい「公用文の作成の要領」に向けて（審議経過）」へ反映させていきたいと思っております。次回の国語課題小委員会で，また御覧いただきたいと思っております。最終的な取りまとめに少しずつ近づいてきてはおりますけれども，引き続きお力添えの

ほど、よろしく願いいたします。

ほかに特になければ、本日の協議については以上で終わりにしたいと思いますが、最後ですけれども、何か言い残していることがあればお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

よろしいでしょうか。久しぶりに顔を拝見したというところではありますけれども、Web開催なので、残念ながら私の顔は小さくてあまり映っていないのかもしれない。

本日の会議は初めてのオンラインでの開催でありましたけれども、委員の皆様のおかげによりまして、何とか無事に終わることができました。最近の状況から考えますと、次回も、あるいは次回以降もこのような形式になることが十分に考えられます。よりよい在り方を模索していきたいと思っておりますので、今後とも御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御出席いただき、どうもありがとうございました。